

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号及び第10条第2項の規定に基づき、平成26年6月26日付け鎌保第1451号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理並びに個人情報の提供につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報がセンシティブであるという性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能であるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシーに配慮してより一層慎重な対応に心がけること。

また、事案の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は、省略することができるものとします。

なお、実施までに市民への十分な周知を望みます。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

| 番号 | 業務名 | 業務の概要 | 業務主管課名 | 導入年度 |
|----|-----------------------|--|--------|--------|
| 1 | 国保データベース（KDB）システム運用事務 | 国保データベース（KDB）システム委託業者を経由した、国保データベース（KDB）システムにより、被保険者の特性やニーズに応じた事業を効率的かつ効果的に実施する。 | 保険年金課 | 平成26年度 |

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項4号の規定に基づく諮問事案

| 番号 | 事務担当課 | 事務の名称 | 個人の類型 | 利用する個人情報 | 利用する理由 | 利用先 |
|----|-------|-----------------------|-------|--------------------|--|----------------------------|
| 34 | 保険年金課 | 国保データベース（KDB）システム運用事務 | 登録者 | 国保データベースに記載された個人情報 | 国保連合会が所有する各種データを利用し、保健事業の充実をはかり、国民健康保険、介護保険の安定的運営を行うため | 保険年金課 市民健康課 高齢者いきいき課 |